

飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金交付要領

1 目的

この要領は、(一社)広島県生活衛生同業組合連合会が実施する、飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 補助事業の内容

(一社)広島県生活衛生同業組合連合会が交付する補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、県内の飲食店が新型コロナウイルス感染症を予防するための取組とする。

3 補助事業対象者

補助事業の対象となる者は、日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店で、次に掲げる事項の全てを満たす者(以下、「補助事業対象者」という。)とする。

- ① 広島県内に店舗があること。
- ② 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。
- ③ 助成対象として申請した内容(経費)に関して同一年度内に同一品目において、国・県・市町等が実施する他の制度(補助金等)から支援を受けていないこと。
- ④ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑤ 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- ⑥ 国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示すること。
- ⑦ 県の「広島積極ガード店」に登録すること。
- ⑧ 県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。
- ⑨ 行政からの要請(特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。
- ⑩ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表すること。
- ⑪ 県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。

4 補助対象経費

補助対象経費は、次に定める経費のうち(一社)広島県生活衛生同業組合連合会が必要と認める経費とする。ただし、消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。

分野	対象品目
飛沫感染予防対策	アクリル板
	ビニールカーテン
	防護スクリーン
	パーティション
	フロアマーカ
接触感染予防対策	非接触体温計
	サーモカメラ
	コイントレイ
	非接触ドアオープナー
	非接触蛇口
	非接触ソープディスペンサー
	非接触消毒液ディスペンサー
	足踏み式消毒液スタンド
	セルフレジ
	自動券売機
換気による感染予防対策	換気扇
	サーキュレーター
その他、上記3つの分野に該当する感染予防対策に係る設備の購入等	

※ 設置費、送料も含む。

※ マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒用アルコール、手袋、石鹼液などの消耗品については、補助対象外。

※ エアコン、空気清浄機は補助対象外。

5 補助金額

補助金の額は、次に定める区分により、1店舗当たり10万円を限度とする。

対象となる支出額の範囲	補助額
1万円以上2万円未満	1万円
2万円以上3万円未満	2万円
3万円以上4万円未満	3万円
4万円以上5万円未満	4万円
5万円以上6万円未満	5万円
6万円以上7万円未満	6万円
7万円以上8万円未満	7万円
8万円以上9万円未満	8万円
9万円以上10万円未満	9万円
10万円以上	10万円

6 補助対象期間

補助金交付事業の補助対象期間は、令和2年9月8日（火）から令和2年12月25日（金）までの間とする。

7 補助事業の遂行

補助事業対象者は、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

8 申請方法等

- (1) 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申出者」という。）は、飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）及び次に掲げる必要書類を添付し、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会に提出するものとする。
- (2) （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書の内容を審査し、申出者との間で必要な調整を行った上で、補助金の交付対象になることが見込まれるときは、申出者に補助金交付決定及び交付確定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

9 補助金の支払い

- (1) （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、補助金交付決定及び交付確定通知書により、補助金の額を確定した後、補助金を補助事業対象者に対し、支払うものとする。
なお、飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書に記載された経費の一部が補助対象経費に該当しない場合は、その額を減額して交付する。
- (2) （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書に記載した経費が補助対象経費に該当しない場合は、補助金不交付決定通知書により通知する。

10 交付決定の取消し

- (1) （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、補助事業対象者が次の各号の一に該当するときは、当該申請に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。
 - ① 交付要領の規定に基づく措置に違反した場合及び補助事業対象者が補助金を他の用途へ使用した場合
 - ② 補助事業に関して付した条件に違反した場合
- (2) 前項の規定は補助金の額の確定後においても適用されるものとする。

11 補助金の返還

（一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、交付決定の取消しを行った場合、その額の返還を、期日を定めて命じるものとし、補助事業対象者は、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会が定める期日までに返還しなければならない。

12 加算金および延滞金

- (1) 補助事業対象者は、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- (2) 補助事業対象者は、(一社)広島県生活衛生同業組合連合会から補助金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (3) (一社)広島県生活衛生同業組合連合会産振構は、(1)及び(2)において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

13 財産の管理及び処分

- (1) 補助事業対象者は、補助事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。
- (2) (一社)広島県生活衛生同業組合連合会は、助成事業の完了した日から1年間において必要があると認めるときは、補助事業対象者の管理状況を調査することができるものとする。

14 補助金の経理

補助事業対象者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

15 その他の事項

(一社)広島県生活衛生同業組合連合会は、補助金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

附則

この要領は、令和2年10月 日から施行し、令和2年9月8日から適用する。

申請内容	明細内訳	支払日 ※9/8以降の購入が対象になります。		品名・数量	購入額(税抜) ※消費税は補助対象外																						
		飛沫感染予防対策	①			円																					
			②			円																					
			③			円																					
			④			円																					
			⑤			円																					
		接触感染予防対策	⑥			円																					
			⑦			円																					
			⑧			円																					
			⑨			円																					
			⑩			円																					
		換気による感染予防対策	⑪			円																					
			⑫			円																					
			⑬			円																					
			⑭			円																					
			⑮			円																					
				合計金額(税抜)	円																						
申請額(税抜) ※購入等経費に応じて以下の表を基に申請額を記入してください。				申請額(税抜)																							
				円																							
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象となる支出額の範囲</th> <th style="text-align: center;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1万円以上2万円未満</td><td style="text-align: center;">1万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2万円以上3万円未満</td><td style="text-align: center;">2万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3万円以上4万円未満</td><td style="text-align: center;">3万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4万円以上5万円未満</td><td style="text-align: center;">4万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5万円以上6万円未満</td><td style="text-align: center;">5万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6万円以上7万円未満</td><td style="text-align: center;">6万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7万円以上8万円未満</td><td style="text-align: center;">7万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8万円以上9万円未満</td><td style="text-align: center;">8万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9万円以上10万円未満</td><td style="text-align: center;">9万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10万円以上</td><td style="text-align: center;">10万円</td></tr> </tbody> </table>		対象となる支出額の範囲	補助額	1万円以上2万円未満	1万円	2万円以上3万円未満	2万円	3万円以上4万円未満	3万円	4万円以上5万円未満	4万円	5万円以上6万円未満	5万円	6万円以上7万円未満	6万円	7万円以上8万円未満	7万円	8万円以上9万円未満	8万円	9万円以上10万円未満	9万円	10万円以上	10万円
対象となる支出額の範囲	補助額																										
1万円以上2万円未満	1万円																										
2万円以上3万円未満	2万円																										
3万円以上4万円未満	3万円																										
4万円以上5万円未満	4万円																										
5万円以上6万円未満	5万円																										
6万円以上7万円未満	6万円																										
7万円以上8万円未満	7万円																										
8万円以上9万円未満	8万円																										
9万円以上10万円未満	9万円																										
10万円以上	10万円																										
<p>【要件該当確認】</p> <p>右の項目について該当していることを確認いただき、□に✓を入れてください。</p>		<p><input type="checkbox"/> 以下の項目に相違ないことを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 広島県内に店舗を有しています。 ② 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けています。 ③ 助成対象として申請した内容(経費)に関して同一年度内に同一費目において、国・県・市町等が実施する他の制度(補助金等)から支援を受けていません。 ④ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者ではありません。 ⑤ 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。 ⑥ 国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示します。 ⑦ 県の「広島積極ガード店」に登録します。 ⑧ 県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促しています。 ⑨ 行政からの要請(特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従います。 ⑩ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力します。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表します。 ⑪ 国・県等が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。 																									

様

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会代表理事
(広島県飲食店新型コロナ対策補助金事務局)

飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金
に係る交付決定及び交付確定通知書

このたび、貴事業者より飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金の交付申請及び実績報告のありました上記補助金については、下記のとおり交付決定し交付確定しました。ついては、交付決定額を指定口座に振り込みますのでお知らせいたします。

記

- | | |
|-------------|--------|
| 1. 補助金交付申請額 | 円 (税抜) |
| 2. 補助金交付決定額 | 円 (税抜) |

様

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会代表理事
(広島県飲食店新型コロナ対策補助金事務局)

飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金
に係る変更交付決定及び交付確定通知書

このたび、貴事業者より飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金の交付申請及び実績報告のありました上記補助金については、下記のとおり交付決定し交付確定しました。ついては、交付決定額を指定口座に振り込みますのでお知らせいたします。

なお、下記の理由により交付申請額を変更して交付決定しております。

記

- | | | |
|---|-----------|-------|
| 1 | 補助金交付申請額 | 円(税抜) |
| 2 | 補助金交付決定額 | 円(税抜) |
| 3 | 交付決定額変更理由 | |

様

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会代表理事
(広島県飲食店新型コロナ対策補助金事務局)

飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金
に係る不交付決定通知書

このたび、貴事業者より飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金の交付申請及び実績報告のありました上記補助金については、下記の理由により不交付の決定を行いましたので通知いたします。

記

1 不交付決定の理由